

図表 3 7 県内地方自治体の奨学資金制度（令和元年度。ただし、特定分野の人材確保等、目的及び対象者を限定した制度を除く。）

奨学資金制度名	対象者	月額（円）	貸与・給付の別	貸与（給付）資格	その他	担当課
富山県奨学資金	高校生	授業料と高等学校等就学支援金との差額（自己負担）相当分で、月額9,900円を限度とする。 市の奨学資金と高等学校等就学支援金の合計額が、月額 19,800円以内となる範囲で支給する。	給付	・私立高等学校に在学している人（専攻科を除く） ・富山市に居住している世帯に属する人 ・学資の支弁が困難な人	他の奨学金との併用不可。	教育委員会 学校教育課
	高等専門学校生 高校生（専攻科）	15,000～25,000	貸与	・国（国立大学法人）、地方公共団体及び学校法人が設置した大学（短大、大学院を含む。）、高等専門学校、専修学校（修業年限が2年以上の専門課程に限る。）高等学校の専攻科に在学している人 ・富山市に居住している世帯に属する人 ・学資の支弁が困難な人	公立と私立、自宅通学と自宅外通学で金額が異なる。 他の奨学金との併用不可。	
	専修学校生（専門課程）	35,000～47,000				
	大学生・短大生					
大学院生						
高岡市奨学資金	高校生 高等専門学校生	8,000	給付	・経済的理由により修学困難な者 ・高岡市に住所を有する者又は就学のため市外へ住所を移した者でその家族が高岡市に住所を有する者 ・品行方正、身体強健、成績優秀、志操堅固な者	他の奨学金との併用不可。	教育委員会 教育総務課
高岡市人づくり奨学資金	専修学校生（専門課程）	(国公立)年額 400,000 (私立)年額 700,000	貸与	・保護者が高岡市に住所を有すること ・学業成績が優秀であり、かつ学費の支弁が困難な者 ・他の奨学金制度を利用していないこと (返還を要しない給付奨学金制度及び授業料減額免除制度を除く)	卒業後、高岡市に住所を有するなど一定の条件を満たせば年間返還額の一部を申請により減免できる場合あり。	教育委員会 教育総務課
	短大生					
	大学生	(国公立)年額 500,000 (私立)年額 700,000				
	大学院生					
たかおか留奨学資金	大学生 大学院生	(国公立)年額500,000 (私立)年額700,000	貸与	・市内に所在する大学又は大学院（地元大学等）に市外から進学し、在学している者 ・地元大学等を卒業又は修了した後、本市に居住する意思を有する者 ・地元大学等から学業成績等優秀者として推薦がある者 ・他の奨学金制度を利用していないこと（返還を要しない給付奨学金制度及び授業料減額免除制度を除く）	卒業後、高岡市に住所を有するなど一定の条件を満たせば年間返還額の一部を申請により減免できる場合あり。	教育委員会 教育総務課
魚津市奨学資金	高校生	13,000	貸与	・本人又は保護者が魚津市に住所を有する者 ・学資の支弁が困難である者 ・学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みのある者 ・在学している学校長の推薦があること	他の奨学金との併用不可。 卒業後、魚津市に住所を有するなど一定の条件を満たせば年間返還額の一部を申請により補助する制度あり。	教育委員会 教育総務課
	高等専門学校生	(1～3年生) 13,000 (4～5年生) 40,000				
	専修学校生	(高等課程) 13,000 (専門課程) 40,000				
	大学生・短大生	40,000				
	大学院生					
米見市育英資金	高校生	～15,000	貸与	・高等学校若しくはこれに準ずる学校又は大学若しくはこれに準ずる学校に在学していること ・優れた学生又は生徒であること ・経済的理由により修学が困難な者であること ・保護者等が市の区域内に住所を有すること ・在学した学校又は現に在学する学校の校長の推薦があること ・(独)日本学生支援機構の学資金若しくは、富山県奨学資金の貸与又は母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく修学資金の貸付けを受ける者でないこと	他の奨学金との併用不可。	教育委員会 教育総務課
	専修学校生	(高等課程) ～15,000				
		(専門課程) ～45,000				
	高等専門学校生	(1～3年生) ～15,000				
		(4,5年生) ～45,000				
	大学生・短大生	～45,000				
大学院生						
滑川市奨学資金	高校生 高等専門学校生 (1～3年生)	年額 200,000	給付	・市内に住所を有する世帯に属する者 ・学業成績又は教科以外で大変優れた成果を収めた者 ・学資の支弁が困難であること ・出身学校長または在学する学校長の推薦がある者		教育委員会 学務課
	高等専修学校生 中等教育学校生 (後期課程)					
	高等学校専攻科 高等専門学校 専修学校生（専門課程） 短大生 大学生 専門職大学生 大学院生	(県内) 20,000 (県外) 40,000				
	高等学校専攻科 高等専門学校 専修学校生（専門課程） 短大生 大学生		貸与	・市内に住所を有する世帯に属する者 ・学業成績が優秀であること ・学資の支弁が困難であること ・修学の意欲がある者 ・出身学校長または在学する学校長の推薦がある者		

奨学資金制度名	対象者	月額(円)	貸与・給付の別	貸与(給付)資格	その他	担当課
黒部市奨学資金	高校生・高等専門学校生	10,000	貸与	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給付：高等学校（高等専門学校を含む。）に在学する者</li> <li>・貸付：大学（短期大学、専修学校及び大学院を含む。）又はこれに準ずる学校に在学する者</li> <li>・市民であること（学業のため市外へ転出している者を含む。）</li> <li>・学費の支弁が困難と認められる者</li> <li>・学業優秀、品行方正、健康</li> </ul>	高等専門学校3年生まで  卒業後、黒部市に住所を有するなど一定の条件を満たせば年間返還額の一部を申請により補助する制度あり。	教育委員会 学校教育課
	短大生	40,000				
	専修学校生(専門課程)					
	大学生					
	大学院生					
砺波市奨学資金	高校生	10,000	貸与	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に住所を有している世帯に属する者であること</li> <li>・身体強健かつ品行方正であって修学の意欲があること</li> <li>・学業成績が優秀であること（専修学校（専門課程）、大学、大学院又はこれらと同程度の学校に在学する者に限る）</li> <li>・学費の支弁が困難であること</li> <li>・高等学校以上の学校に在学すること</li> <li>・在学した学校長又は現に在学する学校長の推薦があること</li> <li>・他の奨学資金の貸与を受けていないこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学生等のみ、返還時、市内に居住している場合、その年の返還額を1/2免除する（Uターン者等特約）あり。</li> </ul>	教育委員会 教育総務課
	専修学校生	30,000				
	大学生・短大生					
	大学院生					
砺波市下野奨学基金	高校生	10,000	1/2給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に住所を有している世帯に属する者であること</li> <li>・身体強健かつ品行方正であって修学の意欲があること</li> <li>・学費の支弁が困難であること</li> <li>・在学した学校長又は現に在学する学校長の推薦があること</li> <li>・他の奨学資金の貸与を受けていないこと</li> </ul>		教育委員会 教育総務課
	専修学校生・大学生・短大生・大学院生	30,000				
小矢部市奨学資金	大学生・短大生・専修学校生(専門課程)	20,000、30,000、40,000から選択	貸与	<ul style="list-style-type: none"> <li>①市内に住所を有する者又は就学のため市外に住所を移した者でその者の父母家族が市内に住所を有する者</li> <li>②学費の支弁が困難である者</li> <li>③身体強健かつ品行方正であって学業成績が優秀である者</li> <li>④在学した学校長又は現に在学する学校長の推薦がある者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の奨学資金との併給可</li> <li>・転入者（市内に1年以上居住していた者で、平成28年4月1日以後に転入した時点で40歳未満の方）は返還額の1/2助成する制度あり。（担当：定住支援課）</li> <li>・在住者（市内に居住し、平成28年4月1日以降奨学資金等の返還を開始した方）は返還額の1/4助成する制度あり。（担当：定住支援課）</li> </ul>	教育委員会 教育総務課
南砺市奨学資金	高校生・高等専門学校生(自宅)	10,000以内	貸与	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者が市に住所を有していること</li> <li>・健康かつ品行方正であって学業成績が優秀であること</li> <li>・学費の支弁が困難であること</li> <li>・高等学校、高等専門学校、専修学校、短期大学又は大学（大学院を除く）に在学する者であること。</li> <li>・在学した学校長又は現に在学する学校長の推薦があること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H31年度までに南砺市に居住し就職等、一定の条件を満たせば年間返還額の全額あるいは1/2を補助する制度あり。</li> <li>令和元年度で申請受入終了。</li> </ul>	教育委員会 教育総務課
	高校生・高等専門学校生(自宅外)	30,000以内				
	専修学校生(専門)	35,000以内				
	短大生					
	大学生(大学院生を除く)					
射水市奨学資金	専修学校生(専門課程)短大生・大学生・大学院生	(自宅通学)25,000以内 (自宅外通学)40,000以内	貸与	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に住所を有する世帯に属する者</li> <li>・学費の支弁が困難である者</li> <li>・身体強健で学業成績が優良である者</li> <li>・在学した学校長又は現に在学する学校長の推薦があること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県外の大学に進学した自宅外生で卒業後就職し、射水市内に定住される方には返還額の一部を助成する制度あり。</li> </ul>	教育委員会 学校教育課
舟橋村奨学資金	高校生	10,000	給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・舟橋村民であること。</li> <li>・身体強健かつ品行方正であって学業成績が優秀であること。</li> <li>・学費の支弁が困難であること。</li> <li>・高等学校以上の学校に在学すること。</li> <li>・在学した学校長又は現に在学する学校長の推薦があること。</li> </ul>		教育委員会
	大学生	30,000				

奨学金制度名	対象者	月額(円)	貸与・給付の別	貸与(給付)資格	その他	担当課
上 市 町 奨 学 資 金	高校生	5,000	給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校等(学校教育法に規定する高等学校、大学、高等専門学校、短期大学、専修学校の修業年限2年以上の高等課程及び専門課程)に在学する者</li> <li>・本人又はその保護者が町の住民基本台帳に記録されていること</li> <li>・本人又はその保護者が町税を滞納していないこと</li> <li>・経済的理由により修学に困難があると認められる者</li> <li>・品行方正で、修学意欲があり、かつ、勉学に励んでいると認められる者</li> </ul>	(貸与)卒業後、上市町に住所を有するなど一定の条件を満たせば年間返還額の一部を申請により減免できる場合あり。	教育委員会事務局
	高等専門学校生	(1~3年生) 5,000 (4,5年生) 8,000				
	短大生(専修学校専門課程を含む。)	8,000				
	大学生	(県内) 8,000 (県外) 10,000				
		(県内) 30,000 (県外) 40,000				
上市町奨学金融資に係る利子補給金交付	高校生	(交付額)借入金額(年間授業料相当額100万円以内)に対し、年2%。	給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上市町民であること</li> <li>・高等学校、高等専門学校、大学(大学院を除く)に在学する者又はその家族でかつその属する世帯の前年分の合計所得額が1,000万円未満</li> <li>・町に本店、支店がある金融機関から教育資金を借りている者</li> </ul>	利子補給の期間は、学校の正規の修学期間	"
	高等専門学校生	ただし、借入利率が年2%に満たない場合は、その借入利率まで。				
	大学生(大学院を除く)					
立 山 町 奨 学 資 金	高校生 中等教育学校生(後期過程に限る) 高等専門学校生(1学年~3学年)	8,000	給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内に住所を有している世帯に属する者</li> <li>・身体強健かつ品行方正であって学業成績が優秀である者</li> <li>・経済的理由により修学困難である者</li> <li>・在学した学校長又は現に在学する学校長の推薦がある者</li> <li>・町税の滞納がない世帯に属する者</li> </ul>	奨学生に選定後、学校を卒業するまで	教育委員会教育課
	大学生 短大生 大学院生 高等専門学校生(4年生以上)	年額150万円以内		<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内に住所を有している世帯に属する者</li> <li>・身体強健かつ品行方正であって学業成績が優秀である者</li> <li>・生活保護受給世帯、若しくは生活保護世帯に準じる程度に困窮した世帯に属する者</li> <li>・在学した学校長又は現に在学する学校長の推薦がある者</li> <li>・町税の滞納がない世帯に属する者</li> </ul>	選定年度のみ	教育委員会教育課
立山町海外高校等留学生奨学金	高校生 中等教育学校生(後期過程に限る) 高等専門学校生(1学年~3学年)	準備金として30万円以内	給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種留学取扱団体(「全国高校生留学・交流団体連絡協議会」や「海外留学協議会」等)が主催する留学プログラムに応募し、留学等へ出発することが決定又は内定した者(留学期間は半年以上であること)</li> <li>・現に在籍する高等学校等の校長から留学を許可され、補助金の申請について推薦を受けた者</li> <li>・立山町に住所を有している世帯に属する者</li> <li>・学資が不十分な者</li> </ul>	1回のみ	"
立山町大学生等海外留学奨学金	大学生 短大生 大学院生 高等専門学校生(4年生以上)	準備金として50万円以内	給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海外の大学等に相当する教育機関の課程に1年以上在学して、その課程を履修する者(語学留学等は対象外)</li> <li>・留学期間中も引き続き在学大学に在籍する者</li> <li>・立山町に住所を有している世帯に属する者</li> <li>・留学先の言語で意思疎通できる者で、成績優秀、品行方正、健康な者</li> <li>・学資が不十分な者</li> <li>・町税の滞納がない世帯に属する者</li> </ul>	1回のみ	"
立山町奨学金融資等に係る利子補給金及び保証金補給	高校生 高等専門学校生 専門学校生 大学生 短期大学生	融資に対して前年度支払った年間利子額及び年間保証金額の合計、又は10万円のいずれか低い額	給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生又はその家族が立山町民であること</li> <li>・規則に定める金融機関等から教育資金を借りている者</li> <li>・町税の滞納がない世帯に属する者</li> </ul>	利子補給の期間は、学校の正規の修学期間	"
立山町奨学金返済応援補助金	①県内外を問わない 高校生 特別支援学校(高等部) 高等専門学校生(1~3年生)	前年度返済額の5割又は8万円のいずれか低い額 (増額の場合 6割又は10万円)	給付	ステップ1 認定申請 学校在学中に認定申請を行う <ul style="list-style-type: none"> <li>・立山町民であること</li> <li>・対象の金融機関から奨学金等の融資を受けていること</li> <li>・保護者の収入が基準以下であること</li> <li>・生徒、学生及び保護者が町税を滞納していないこと</li> <li>・立山町奨学金を受給していないこと</li> </ul>	立山町米百俵基金に寄付した企業に就職した場合、補助金の上限が増額となる	"
	②県内外を問わない 大学 短期大学生 高等専門学校生(4年生以上) 専門学校生(2年制以上の学校)	前年度返済額の5割又は15万円のいずれか低い額 (増額の場合 6割又は18万円)				
入 善 町 奨 学 資 金	高校生	5,000	給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内に居住する世帯の子女であること</li> <li>・学費の支弁が困難であること</li> <li>・身体強健かつ品行方正であって、学業成績が優秀であること</li> <li>・在学した又は、現に在学する学校長の推薦があること</li> </ul>		教育委員会学校教育係
	高等専門学校生(1~3年生)					
入 善 町 育 英 奨 学 資 金	高等専門学校生(4~5年生)	50,000	貸与	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内に居住をする者の子弟で学費の支弁が困難であること</li> <li>・身体強健かつ品行方正であって学業成績が優秀であること</li> <li>・在学した又は、現に在学する学校長の推薦があること</li> </ul>	卒業後、入善町に住所を有するなど一定の条件を満たせば年間返還額の一部を申請により減免できる場合あり。	
	大学生					
朝日町加藤・森島奨学資金	高校生	8,000	給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者が町内に住所を有し、学支の支弁が困難な者</li> <li>・身体強健かつ品行方正であって学業成績が優秀な者</li> <li>・高等学校以上で、在学した又は、現に在学している学校長の推薦がある者</li> </ul>		教育委員会学校教育係
	大学生	15,000				

奨学資金制度名	対象者	月額 (円)	貸与・給付の別	貸与 (給付) 資格	その他	担当課
富山県奨学資金	高校生 専修学校生 (高等課程)	(国公立・自宅通学) 18,000	貸与	・保護者等が県内に住所を有すること。 ・修学意欲がありながら、経済的理由により、修学が困難であること。	他の貸与型奨学金との併用不可 (大学・短大のみ、特例で認める場合あり)	教育委員会 県立学校課
		(国公立・自宅外通学) 23,000				
		(私立・自宅通学) 30,000				
		(私立・自宅外通学) 35,000				
	高等専門学校生	(1～3年生) 18,000		・保護者等が県内に住所を有すること。 ・修学意欲がありながら、経済的理由により、修学が困難であること。 ・学業成績が一定の基準以上であること。		
		(4,5年生・専攻科) 44,000				
	専修学校生 (専門課程)	44,000				
	大学生	(自宅通学) 45,000				
		(自宅外通学) 51,000				
	大学院生	(修士・博士前期課程) 88,000		・県内の大学院に在学すること ・県内に住所を有すること ・独立行政法人日本学生支援機構大学院奨学資金の受給資格を満たしており、貸与を希望したものの、受けることができなかったこと		
(博士後期課程) 122,000						

図表 3 8 県等の主な留学生修学支援事業 (令和元年度)

修学支援事業名	対象	支援内容
富山県留学生受入事業	南米移住者子弟 中国遼寧省、ロシア沿海地方及びインドAP州の派遣生	渡航費や学費、生活費など修学に要する経費の支給等
アセアン留学生等受入事業	県内企業へ就職予定のアセアン地域及びインドの留学生	渡航費や学費、生活費など修学に要する経費の支給等 (大学院修士課程) (県と企業が1/2ずつ負担)
富山県国際交流奨学金	私費留学生及び日本語教育機関の学生	月額1万円又は5万円の奨学金の支給 (日本語教育機関の学生は月額3,000円)
富山県国民健康保険加入助成金	私費留学生及び日本語教育機関の学生	国民健康保険への加入を助成 (県 6,000円、富山市・高岡市 6,000円)
(公財) とやま国際センター事業	全留学生	生活情報の提供 県民との交流イベントの開催